

三重大学関係病院長会議栄養部会設置要項

(令和5年3月17日制定)

(設置)

第1条 三重大学関係病院長会議会則第7条の規定に基づき、三重大学関係病院長会議に栄養部会を置く。

(目的)

第2条 栄養部会は、関係病院相互における栄養業務に関する情報交換や職員の資質向上並びに相互の連携、協力を図り、地域医療の発展及び病院管理運営の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 栄養部会は、関係病院の栄養部門の管理栄養士の長にある者をもって組織する。
2 栄養部会には、必要に応じ他の職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 栄養部会においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 栄養管理や給食管理に関する業務進展や情報交換に関すること。
- (2) 栄養部門職員の資質向上のための研修会や講演会の企画に関すること。
- (3) その他、栄養部会で検討が必要とされること。

(部会長)

第5条 栄養部会に、部会長を置く。

2 部会長は、三重大学医学部附属病院栄養診療部栄養士長をもって充てる。

(庶務)

第6条 栄養部会に関する庶務は、三重大学医学部附属病院栄養診療部において処理する。

(開催)

第7条 栄養部会は、年1回部会長が招集する。

2 その他、必要に応じ部会長が招集する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。